

山口県報

平成20年
1月22日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
道路の位置の指定 (建築指導課) 三
選管告示
政治団体の異動事項 三
解散等に係る政治団体の名称等 四
資金管理団体の異動事項 四
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 四
指定の取消しに係る資金管理団体の名称等 五



山口県告示第十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年一月二十二日から同年二月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

山口県知事 二井 閑 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和醸酵工業株式会社
住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和醸酵工業株式会社防府工場
所在地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	間 隔 間 時 日 当 た の 使 用 間 隔	季 節 的 変 動 の 概 要
三〇一八 (二基)	($m^3/時$) 一五〇	平成二〇、二 二、二二	平成二〇、二 二、二二	平成二〇、二 二、二二	断 続	五 時 間 変 動 な し
三〇一八	($l/時$) 一五〇	"	"	"	"	一 八 時 間
四七一ホ	($m^3/分$) 一五〇	"	"	"	連 続	二 四 時 間
"	($m^3/時$) 一、〇〇〇	"	"	"	"	"

備考 「三〇一八」及び「四七一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十号の発酵工業の用に供する遠心分離機及び同表第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

最終沈殿処理施設	発酵洗液生物処理施設				種 類	項 目	汚 水		汚 水 等		汚 染 状 態		汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)						
	処理後	処理前	処理後	処理前			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		通 常	最 大				
"	"	七	六	"	"	八	六	四七・三	七五	四五	八〇	"	検出せず	三九・二	二〇八	三三〇	七〇	〇・八二	二	七五、〇〇〇	九〇、〇〇〇
"	"	七	六	"	"	八	六	四四七	六八〇	一〇	二〇〇	五〇〇	三・九	九〇五	一、三七〇	三三〇	七・四	二	"	五、一三六	六、一三七

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

最終沈殿処理施設	発酵洗液生物処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	間 隔	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定		工 事 完 成 予 定		使 用 開 始 予 定	
												年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
"	"	コンクリート製	"	一一〇、〇〇〇	八、八〇〇	沈 殿	"	"	"	"	"	(既)	"	"	"	"	(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		燐 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四〇
四七・ホ	七	"	八	六	二〇	"	二〇	三〇	〇・五	〇・八	五〇
三〇一八	二	"	二	二	"	"	一、五〇〇	二、二五〇	"	"	〇・五
(二基) 三〇一八	六・五	"	三	〇	〇	四	〇	二、八五〇	五〇	七五	一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量(立) (立)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	通常最大 八〇	通常最大 七〇	通常最大 七五〇〇〇
六	通常最大 八〇	通常最大 七〇	通常最大 七五〇〇〇
三	通常最大 七五	通常最大 七〇	通常最大 七五〇〇〇

山口県告示第二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市潮音町六丁目二七七の一五、二七八の二及び二七八の二地先	五・〇	四七・六	一三三・八八
下松市瑞穂町四丁目七九三の一〇及び七九四の八	四・〇	三九・六	一五八・三五
下松市大字西豊井字中嶋町一四三三の四及び字切戸一四三三の四	四・〇	四六・一	二二〇・六六



山口県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十年一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党大島支部	代表者	荒川 政義	河野 洋治	平成19、 12、 6
	事務所	大島郡国防大島町大字小松1720	大島郡国防大島町大字西屋代2579の2	
自由民主党橋支店	代表者	重枝 尚治	山本 哲也	"
	事務所	宇部市大字東吉部3182の1	宇部市大字西万倉612	
自由民主党油谷支部	代表者	藤田フジロ	大嶽 隆雄	"
	事務所	長門市油谷新別名87	長門市油谷伊上2582	
自由民主党林業支部	代表者	梅田 孝文	河村 建夫	"
	事務所	周南市大字鹿野上2452の2	山口市駅通り2丁目4番17号	
民主党山口県第3区総支部	代表者	畑山 邦佳	坂田 勝俊	"
	事務所	大島郡国防大島町大字小松1720	大島郡国防大島町大字小松1720	
荒川政義後援会	代表者	岡本 博之	石崎 幸亮	"
	事務所	下関市彦島福下浦町2丁目23番11号	下関市彦島福下浦町2丁目23番15号	
石崎よしすけ後援会	代表者	伊東よしみ	伊東よしみ	"
	事務所	伊東よしみ新市創生会	伊東よしみ新市創生会	

岩村まこと後援会	代 表 者	小川 武彦	福田 豊	"	17
河野洋治後援会 (大治会)	事 務 所	大島郡周防大島町大字小松1720	大島郡大島町大字小松1720	"	18
関友会	"	山口市旭通り2丁目6番45号	山口市白石3丁目9番9号	"	11
竹本貞夫後援会	代 表 者	中村 克衛	村重 武次	"	10
田辺じゅんすけ後援会	"	河野 直嗣	中島 丈夫	"	25
中村たかゆき後援会	会計責任者	中村 隆征	橋津 正俊	"	20
二井せきなり後援会	事 務 所	山口市旭通り2丁目6番45号	山口市白石3丁目9番9号	"	11
二井せきなりを支える会	"	"	"	"	"
はまおか藏生後援会	"	下関市豊浦町大字室津下21の56	下関市豊浦町大字豊洋台新町600の116	"	3
万代やすお後援会	代 表 者	山田 次雄	村上 昌彦	"	11
	事 務 所	美祿市東厚保町川東2667の1	美祿市東厚保町川東2015	"	"
山口県社会福祉政治連盟	会計責任者	伊達 巧	緑 信彦	"	13
	事 務 所	山口市円政寺町2番20号	山口市大字宮野下2011の17	"	"

山口県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年一月二十一日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 魁 匠

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
民主党山口県参議院選挙区第1総支部	戸倉多香子	西嶋 裕作	山口市中央5丁目8番12号	平成19、11、15

新本俊彦後援会	新本 俊彦	川上 洋司	熊毛郡平生町大字曾根625	"	12、26
中原爽山口県後援会	右田 信行	城島 浩	山口市吉敷下東1丁目4番1号	"	7
松崎宏紀後援会	中野 恒男	中谷 敏明	" 阿知須5464	平成18、4、30	
山本哲也後援会	小林 功	矢原 久登	宇部市大字西万倉614	平成19、7、12、	

山口県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十年一月二十一日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 魁 匠

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 項 目	異 動 内 容		備 考 (届出年月)
				新	旧	
二井 関成	山口県知事	関友会	事務所	山口市旭通り2丁目6番45号	山口市白石3丁目9番9号	平成19、12、11

山口県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた回項第1号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年一月二十一日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 魁 匠

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備 考 (資金管理団体でなくならなかった旨の届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	
新本 俊彦	平生町議会議員	新本俊彦後援会	熊毛郡平生町大字曾根625	平成19、12、27

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

資金管理団体の指定の取消し の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		考 出 日 (年 月 日)
		名 称	主たる事務所の所在地	
石崎 幸亮	山口県議会議員	石崎よしすけ後援会	下関市彦島福浦町2丁目23番1号	平成19、12、21
				岡本 博之

平成二十年一月十二日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）